

(第十一資料)

奉願 口上書

羽出浦百世

藏

右之もの先年高松浦ノ入作御願申上候節造作仕候居家
へ其候住居仕度奉願候 右願之通被為^ニ仰付^レ被^レ下候
ハ、難有仕合可奉存候 依奉願候込如件

安政二年六月廿二日

役人 印

進上

(この項おあり)

通想

佐伯市の文化財指定

佐伯市文化財調査委員 羽柴 弘

佐伯市は去る一月一日付で、はじめて文化財の指定を行つた。選れ世ながら結構なことである。文化財調査委員の一人として委員をうけている私は嬉しい。なぜならばもう数年前から調査し、その指定方を希望して答申しつづけているからである。

まが今回指定された物件を並べて見よう。

佐伯市指定文化財一覽表

文化財の名称	所在の場所	所有者	備考
庚申塔	大字堅田 西野区	西野区	天正四年 建造
石	石打区	石打区	大永四年 建造 (大正四年) 改修

文化財の名称	所在の場所	所有者	備考
榑文土壘形土器	鶴岡・白湯区	菅宮八幡社	鎌生時代
東島古墳石棺	大八島荒瀬代区	菅宮八幡社	鎌生時代
安井	山手区	佐伯市	古墳時代
矢野龍溪書	市教育事務局	市教育委員会	天明元年 (今永元南) 書
御城下明細図繪		市教育委員会	文政元年 大正四年 圖

この表を御覽になへて「そんなものであつたのか」と不思議に思われるであらうが、これはこれでよいのだと思う。然し何かあてが外れた感はないかどうか。例えれば佐伯市のシンボルである城山山腹の城址石垣と、表看板の三の丸の黒門を、養賢寺の裏の毛利家の墓所を、岡の谷の招魂所を、堅田西野のお塔さん、大越長瀬原の供養塔を(はまだまだあるが)こんなのを何故あげなかつたか。それらにはいろいろ急に出来ない事情がある。

佐伯文庫本というまことに貴重な本が、市内にある毛利家の倉庫に眠っている。これを火災から守らなくてはならない。文化財保護行政から見れば、佐伯市にある重要な文化財であるが、指定する以前の焦眉の急務である。これを火災から護るといふことは、これには佐伯市が毛利家と交渉して早急に手を打つことが必要である。

文化財保護のことか世を風靡して十数年、それそれ前後して市所村はその條例をつくり、南郡ではその指定を本匠村が先頭をきり、鎌生町や直川村がこれを追ひ、そしてやつと、やつと佐伯市がスタートした。追いつけ追い越せという言葉はあるが、それはどうでもよい。数と並べるのでなくて、急がねばならぬものは何であるかを吟味して、佐伯市は佐伯市のペースで、そのコースのピソキをおげるべきである。

私は強く言いたい。それは「指定」の上下三字を加えずに、「第一次」という三字を、(おあり)